



# 日メキシコ経済連携協定を 利用する際にはご注意ください！

- 日メキシコ経済連携協定統一規則附属書2-Bに定める原産品については、原産地証明書の提出が必要です！（協定第40条）

具体例：テキーラ、フルーツピューレー、  
フルーツペースト、ジャム、  
アガベシロップ等（次ページ参照）



※認定輸出者制度を利用した原産地申告の場合  
であっても、原産地証明書の提出が必要です  
のでご注意ください！

※ご不明な点がある場合は、  
各税関の原産地部門までお問合せください。

お問合せ先  
はこちら



# 【参考】原産地証明書の提出が必要な品目の具体例

関税分類番号 (HS2022)	対象品目
0407.21 0407.29 0407.90	鳥卵（医療用、実験用で特定の病原体を含まないもの）
0811.90	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン、及びライムを除く）以外のもの
1702.60	りゅうぜつらんの液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（アガベシロップ）
2004.90	アスパラガス、ひよこ豆、ひら豆及び緑豆
2005.99	ひよこ豆、ひら豆
2007.99	ジャム、フルーツゼリー、フルーツピューレー及びフルーツペースト（りんご又はパイナップルを含まないもの）
2009.90	混合ジュース
2208.90	テキーラ、メスカル及びソトール

※この表は対象品目の一部を抜粋し簡略化したものです。  
実際に日メキシコ経済連携協定を利用して貨物を輸入する際は、  
日メキシコ経済連携協定統一規則「附属書2-B（Annex 2-B）」  
をご確認ください（附属書記載のHS番号はHS2002に従う）。  
併せて原産地証明書記載要領（第6欄）についてもご確認ください。